

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十五卷 第四・五號

原價の本質……………岡部利良

ルソー「經濟論」について……………河野健二

抽象的勞働に關する若干の問題……………吉村達次

經營經濟學に於ける經濟性概念について……………降旗武彦

昭和二十五年五月

ルソー『經濟論』について

河野健 二

『不平等論』や『社會契約論』で有名なジャン・ジャック・ルソー(J. J. Rousseau)は、一七五五年、『經濟論』(Economie)と題する一文を書いて、これを『アンシクロペディ』(百科全書)の第五卷のなかで發表した。この一七五五年という年は、また『不平等論』が發表された年でもあり、ルソーにとつては彼の思想家としての名聲が一躍して高まつた記念すべき年である。

『經濟論』は全集版で六九頁の短いものであるが、内容的には、のちに明らかにするようになり、『不平等論』および『社會契約論』とならんで、ルソーの政治思想を知る上に不可欠の作品である。以下、これについて、若干の検討と解説を試みたい。

『經濟論』が執筆された正確な時期については、不明である。ルソーの政治關係の論文を集めたヴォーガンの研究によれば(C. E. Vaughan: The Political Writings of J. J. Rousseau, 1915)、執筆の時期は一七五五年の夏か、または恐らくそれ以前であろうと述べているだけで、はつきりしていない(Ibid., p. 14)。たゞ、ヴォーガンは『不

平等論』の執筆時期を一七五三年の後半であるとしているから、『經濟論』が『不平等論』よりも後に書かれたことは、自明のことと考へてゐる。

これに對して、『ルソーとアンシクロペデー』を書いたユベールの見解は、だいたい違つてゐる。こまかい議論は別として、ユベールは『經濟論』の執筆年代を一七五四年であると推定し、しかも『不平等論』と『經濟論』は、同じ時期に書かれたもので、内容的にいつても兩者は、その間に前後をつけ得ないものであると主張してゐる (René Hubert; *Kousseau et l'Encyclopédie*, p. 65)。

したがつて、われわれは『經濟論』が一體いつ書かれたかを斷言することは、不可能である。たゞ、しかしながら、この一七五四年および一七五五年という年代が、ルソーの思想の發展にとつてきわめて重要な時期となつてをり、この頃に『不平等論』、『經濟論』、さらには『社會契約論』の基本的な構想が作り上げられ、それにもとづいて個々の作品が出来上つたものと見ることがあやまりでないであらう。

一七五四年の春から夏にかけて、ルソーはバリを去つて、ジュネーヴへの旅行を試みる。このジュネーヴ滞在中にルソーは、のちに『ジュネーヴの草稿』(Manuscrit de Genève)と呼ばれるノートを作つてをり、ルソーの作品はこのノートを基礎として書かれたことは明らかである。『社會契約論』の序文のなかで、ルソーは「この小論文は、わたしが前に、自分の力を考えずに書き始めて、長い間そのままになつていたもつと大部の著述から抜き書きしたものである。その大部の著述からは、もつと色々の断片を抜き出すこともできたが、云々」と書いてゐるが、この文中にある大部の著述というのが『ジュネーヴの草稿』であり、ルソーは、これを基礎として『政治制度論』(Institutions politiques) と題する大きな著作を仕上げる意圖をもつてゐた。しかし、このルソーの意圖は

實現を見ずに終わり、結局、『不平等論』、『經濟論』、『社會契約論』がこの『草稿』を基にして作られたに過ぎないことゝなつた。

ルソーの政治思想を表現するこれらの三つの作品のうち、最も代表的なものは、言うまでもなく一七六二年に出された『社會契約論』であり、『社會契約論』こそは彼の政治思想の到達點を示すものであつた。これに比らべると『經濟論』は『不平等論』とならんで、『社會契約論』にいたるまでの過渡的な作品であると見られるがしかしルソーの政治上の作品の基礎にある考え方が、すでにこの『經濟論』の書かれた時期において出來上つていたということは充分に注意さるべき事柄である。

二

ルソーの政治にたいする關心が高まつたのは、『經濟論』が出た一七五五年よりも十年ほど前にさかのぼる。一七四三年から四四年かけて、彼はヴェニスへの旅行をしてるが、この旅行を契機として、彼は政治のもつ重要性に氣がつき始める。『告白』に述べているところによると、ルソーは「すべてが根本的に政治につながっていること、また、いかなる仕方によるにせよ、いかなる人民もその政府の性質が規定する以外のものでは決してあり得ない」(Confessions, VIII, p. 288) ことを認めるようになる。一七四九年に出た彼の『學藝論』は、それ自體が、學問藝術の批判という形をとつた一つの政治批判に他ならないが、一七五一年頃から彼の政治的關心はさらに具體的になり、前に擧げた『政治制度論』を書こうという彼の計畫もこの頃から生まれてくる。

一七五三年、ルソーは自作の喜劇『ナルシス』(Narcisse)への序文を書いているが、そのなかでルソーは彼が『學

藝論』で批判した諸々の悪が「人間に属するのではなくて、むしろ悪政下の人間に属する」ということを述べ、人間が悪いのではなくて、政治が悪いのだということをも明言している。このルソーの考えが、直接に『不平等論』や『經濟論』につながるものであることは、言うまでもない。

しかし、このように人間生活における政治の決定的な重要性を認めることは、當時の一般的風潮から言へば、著しく特異な傾向であつた。當時のバリの思想界を支配していた傾向は、ドルバックやデイドロなどのいわゆるアンシクロペディスト、あるいは哲學者^{フィッソ}たちの思想であつて、ルソーもまた彼のバリ生活をフィロゾーフと親交を結ぶことで始めたのである。一七四八年、ルソーはデイドロにすゝめられて、音楽に關する一文を『アンシクロペディ』に發表しており、またこゝに言う『經濟論』も同じく『百科全書』に掲載された論文である。

ところで、いわゆるアンシクロペディストの思想傾向は、いかなるものであつたか。ごく大づかみにいへば、かれらは啓蒙主義者であつた。かれらは反キリスト教的、反封建的な立場から社會を批判したが、しかしかれらは自然法的な普遍主義と、人間理性にきそをおく個人主義とを、その思想の據りどころとしていた。したがつてかれらにとつての問題は、理性的認識によつて自然法則を見出し、それを普及すること、とくに支配者たちを啓蒙することに在つた。かれらのこのような立場は、迷信や信仰から人々を解放することは出来たが、しかし迷信や信仰の奥にあつて、それを成り立たしめている権力の問題、あるいは社會機構の問題を正面から取り上げることを妨げた。政治についてのかれらの考え方は、著しく樂觀的であり、理性認識または啓蒙の力によつて、豫定調和の世界が實現されることに望みを託している。

フィロゾーフたちの立場は、だから、政治的に言えば、ブルジョアおよび自由主義的貴族の立場を代表してい

る。これに對して、ルソーが、すでに人間生活における政治の決定的な重要性を認め、『不平等論』で財産關係の不平等が一切の惡の原因であることを主張したのは、彼の思想がフィロゾフの影響から著しく脱却してきたことを示すものである。ルソーの思想遍歴のこの過程が、かれのアンクロペディストとの疎遠、絶交となつて現われる。

さきにも述べたように、ルソーは『經濟論』を『アンシクロペディー』に寄せているが、しかしその翌年の一七五六年頃からヴォルテール、グリム、デイドロなどとルソーの關係が急速度に悪化してくる。『經濟論』は、ルソーの政治思想のこのような發展を背景として、書かれたものであつた。

三

そこで、『經濟論』の内容が問題となるが、それを理解するための手がかりとして、まず『經濟論』と、ルソーの他の著作との關係について、少しく觸れておく必要がある。

『不平等論』でルソーが問題としたのは、現實の社會を徹底的に批判することであつた。彼は現實の社會の本質を、財産の不平等という點に求めて、それがいかにして發生してくるかを明らかにする。彼が財産の不平等を取り上げたことそれ自體は、きわめてすぐれた着眼であるが、しかし彼は財産の平等である状態が永遠に失われた状態であるという觀點に立つて、現實の社會を批判している。すなわち財産の區別を知らない「自然状態」をまず構想して、そのつぎに「原罪」にもひとしい財産の不平等を置き、そこから「社會状態」の成立を説明する。

『不平等論』のこのような構想は、自由で平等な孤立した個人が自然状態において存在することを豫想する點

において、また彼がかゝる状態を理想的なものと考えている点において、徹底した個人主義に貫かれていると言
うことが出来る。そしてまた『不平等論』は、人間の始原的な自由と平等が永久に失われたと説くことによつて
プロテスタント的な原罪意識に陥り、いかにしてこの失われた自由と平等を現実の社会のなかで回復するかと
いう問題を積極的に取り上げることが出来ない。『不平等論』は、社会をすべく批判するけれども、しかしな
きを爲すべきかを説く上においては著しく消極的であつた。

しかしながら、ルソーの偉大さは彼が『不平等論』の段階にとどまらないで、さらに前進して、その思想を一層
深めたところにある。彼は、理想的な自然状態を社会状態に對置することから、さらに進んでは社会状態のなか
で人間はいかにして自由と平等を確保しうるか、そのために社会はいかに作られるべきであるか、という問題を
提出する。この問題に答えたのが『社会契約論』である。

すでに述べたように、ルソーは社会の諸々の悪が人間に属するのではなく、政治のあり方に由るものである
ことを、しつかりとつかんでいた。したがつて、この観点からすれば、社会における人間の平等は、まさに政治
によつて維持され、守られねばならない筈である。それが政治の基本的な役割であり、國家の存在理由も一にこ
の点にかゝつてくる。だからルソーは、『社会契約論』においては、『不平等論』のときのように、社会一般を
否定するのではなく、むしろ社会状態のもので、人間の得るところは一層大であること、自然状態のもとの
動物的自由にかわつて、社会状態においては社会的・道德的自由が得られることを説いている（第一篇第八章）。
したがつて問題は、社会状態を規律する根本的な原理はなんであるか。いかなる政治のもとで、人間の自由と平
等が保證されるか、ということになる。『社会契約論』における人民主權論、社会契約論、一般意志論は、ルソ

このような問題意識の所産である。『社會契約論』におけるルソーの主張を要約すれば、ルソーは人民の一般意志を唯一最高の主権であると、一般意志にもとづく法律と、その法律にもとづく政治とを主張し、君主の専制支配を攻撃して、人民の革命権を正當化するにいたつてゐる。

このように見てくると、『不平等論』と『社會契約論』は同じくするといふ現實批判であるが、そのあいだには重要な問題意識の轉化、あるいは深化がある。前者は社會批判の基準を過去に置き、後者はそれを未來において社會の在るべき姿を論じているからである。兩者のあいだにおける矛盾や、力點の置きかたの違いは、こゝから出てきている。しかし、このことは、ルソーの考え方がまったく變化したとか、あるいは『不平等論』におけるルソーの思想が借り物であつたとか、ということとはならないであらう。アンリ・セーはこの點について、ルソーには思想上の矛盾はないとする見解を述べているが(Henri Sée: *L'évolution de la pensée politique en France au XVIII^e siècle*, 1926, p. 146)。しかし重要なことは『不平等論』と『社會契約論』とを平面的になぎ合わせることでなく、兩者の關係をルソーの思想上の發展として把握することであらうと考えられる。

四

ところで『經濟論』は、『不平等論』と『社會契約論』との中間の時期に發表されたものであるが、『經濟論』でルソーが問題としたものは一體なんであろうか。それはルソーが明快に述べているように、「合法的、あるいは人民的政府、すなわち人民の幸福を目的とする政府」の「最も重要な格律」は何であるか、ということである(Economie politique, p. 15)。つまり、こゝで問われているのは、第一義的に政治の問題であり、いかなる政治が

よい政治であるか、ということである。これは明らかに『不平等論』につながるものではなく、むしろ『社會契約論』の問題領域に屬するものである。

『社會契約論』の冒頭でルソーは、「わたしは、人間をあるがまゝのものとして、また法律をあり得べきものとして取り上げた場合、何か正當で確實な政治的規則があり得るかどうか、を調べてみたい。」(『社會契約論』第一篇)と述べているが、これは『經濟論』とまったく同じことを言っているわけである。

しかし、現實に述べられている内容は、兩者のあいだでは違っている。『社會契約論』は、周知のように國家の根本的な構造を明らかにしたもので、その構成原理が社會契約であり、主權、一般意志、立法權などが、これによつて基礎づけられる。つまり『社會契約論』の主要な内容は、國家の根本構造論であり、主權論である。これに對して『經濟論』は前にも述べたように、政治の根本的な原則を問題としている。この二つの事項は、ルソー自身によつて、明確に區別されているところである。すなわち、主權は人民の一般意志の行使であつて、立法權をもち、それによつて國民のすべてを拘束するものであるが、これに對して、政治は主權の代理者である政府の行う「私的行爲」たるに過ぎない(『社會契約論』三篇一章)。したがつて國家構成の原理と、政治の原則とは、まったく別個の事柄であり、『經濟論』が扱うのは、後者の問題である。

しかしながら、『經濟論』で政治の原則を問題とし得るためには、あらかじめ國家の本質規定、主權論、法律論などが、ルソーの頭のなかで構想されておらねばならない。そして事實、『經濟論』はルソーの基本的な政治學説をすでに前提として書かれている。とくにその前半、すなわち人間に對する政治の基本原則を述べた部分は一方便では『不平等論』の最後の部分につながるとともに、他方、『社會契約論』の主要な原理を前もつて明らかに

してゐると言ふことが出来る。ヴォーガンのやゝ誇張した説明によれば、「共通の自我 *le moi commun*」およびその機關の役目をする一般意志の理論、嚴密な意味で、一般意志の表現であり、生命力であるものとしての法の理論、主權理論、國家と生命體との類推論——要するに『社會契約論』の基礎にある抽象觀念のすべては、或る場合には恐らく要約的であるが、しかし全く決定的にこゝで先鞭をつけられてゐる」(C. E. Vaughan, *The Political Writings of Jean Jacques Rousseau*, 1915, Vol. I, p. 20)とすら言われるのである。

『經濟論』は、このように基本的な立場からすれば、『社會契約論』と同じであるということが出来る。しかしそうは言ふものゝ、その内容を個々に検討するならば、『社會契約論』に比べて、なおアンシクロペディアの思想の殘存を見出すことが出来なくはない。それは、『經濟論』においては、まだ、國家構成の原理としての原始的な總體的な社會契約の理論と、それにもとづく主權論とが充分に把握されていないからである。

『經濟論』では、人民の總體的な一般意志、およびその所産たる社會契約によつて國家が構成されるというよりは、むしろ公益を目指す個人の良き意志と首長の「公正さ」によつて國政が運営されることを説き、人民一般の權利よりも個々人の徳目が強調されている。また、一般意志と特殊意志との區別および二重性を説明する場合に、國民あるいは國家の意志が特殊意志となつて、全世界が一般意志をもつことを認めてゐるが、これは『社會契約論』における主權論、すなわち主權の非拘束性・絶對性の理論と矛盾すると言わざるを得ない。ユベールは『經濟論』のこの部分を取り出して、アンシクロペディア的な普遍社會 *société universelle* の觀念の名残りであると指摘してゐる (Hubert, *op. cit.*, p. 53)。また彼はそのほかに『經濟論』における一種の有機體説などを擧げて『經濟論』はまだアンシクロペディアの影響から充分に脱却してゐないことを主張してゐる。ユベールは、このよ

うな見解にもとずいて、『經濟論』は『社會契約論』に至るための過渡的な作品であるという評價を下してゐるのである (Uhl, p. 104)。

すでに述べたように、『經濟論』は、基本的な立場においては、『社會契約論』と異なるところはなく、後者の内容の若干がすでに先取されているけれども、しかし全體として見れば、まだ『社會契約論』に及ばないことは言うまでもない。そしてその理由がユベールの述べるように、アンシクロペディストの影響の如何に在ることも認めなければならぬであろう。

しかし『經濟論』の意義は、すでに述べたように、『社會契約論』におけるとは一應別個の問題、すなわち政治あるいは政策の問題をルソー的な觀點から把えたところにある。それは基本的には、のちに『社會契約論』で展開される政治學説を主要として、人民を幸福にする政治はいかに在るべきか、を論じたものである。

以上ですでに想像されるように、ルソーの『經濟論』は今日われわれの理解する經濟よりも、もつと廣い問題を取り扱つてゐる。『經濟論』が問題とするところは、一國の政治の基本的方策は何であるかと言ふことであつて、その一環として物財にたいする政策が、とくに租稅論を中心として論ぜられる。すなわち固有の經濟の問題は、政治の一分野として把えられ、經濟問題はもつぱら政策論としてのみ扱われる。このような經濟の理解の仕事は、もちろん、ルソーに限るわけではなく、十七・八世紀の思想家にはひろく認められるところである。しかし、當時のライシオクラフトあるいはエノノミストと呼ばれた一群の人々が、アンシクロペディストの一翼として、喧傳していた見解、すなわち政治に重きをおかないで、經濟を自然法則として把える立場に對して、ルソーの考え方がまづたく對蹠的であることは、注意すべきことの一つであらう。

五

『經濟論』は序文に相當する最初の部分を除いて、三部に分かれる。序文に當るところで、ルソーの言つてゐるのは、要するに經濟とは何かという問題である。

ルソーは家政と(政治)經濟とを區別して、國家を管理することが政治經濟、または公經濟 *economic publique* であると説く。そこで、まづ國家を家族の擴大されたものと考え、有機體説を批判して、國家は家族のような自然的存在ではなく、政治的存在であることを立證する。この見解はすでに『不平等論』で述べられてをり、ルソーはロック *Locke* とシドニー *Sidney* の名を引いて論じてゐるが(二三頁)、『經濟論』では一層この見解が明確となつてゐる。しかし、それに續けてすぐルソーは、政治體を人體組織にたとえる一種の有機體説を述べてゐるとあり、「平凡で多くの點で正確さを缺く」説明であり、單に理解の便宜上なされたものでしかな(*Ibid.*) ことをも考慮すべきである。

次いで、一般意志と特殊意志との區別について述べたのち、第一部に入つてルソーの基本的な政治思想が次のように展開される。すなわち『不平等論』においては、人間の自由と社會狀態とは二者擇一的に問題とされてゐるが、こゝでルソーが新しく提起した問題はこれとは異なり、人間の自由と社會の權威、という本來矛盾した二つの事柄が、一體いかにして調和されるか、人間を「市民社會によつてより緊密に結びつけるように馳り立てる動機は何であるか」(*op. cit.*) を探求することである。つまり、言い換えればこうである。人間は自然的自由を棄て

、社會状態に移る以上、當然、社會の強制を受け、政府の權威の下に立たされるが、しかしこの場合、社會状態を絶望的な状態と見るのではなく、その社會において人間の「公的な自由」が一體いかにして維持されるか。

社會の權威と人間の自由との矛盾はいかに解決されるか。これが問題とされるのである。ルソーのこの問題提起こそは、まさに政治學の根本問題に正面から立ち向うものであることは言うまでもないであろう。

權威と自由の矛盾を解決するものは、ルソーによれば法である。法は、人間の財産と生命と自由を擁護せんとする一般意志の表現であるから、法にしたがうことが、すなわち自由を獲得することになる。だから、法は「人間のすべての制度のうちの最高のもの」(§ 16)であり、「天上の聲」(§ 17)であるとされる。

ルソーは、法の内容的な分析については、これ以上進まないで、直ちに法と行政の關係、すなわち彼の言う經濟との關係を次のように説明する。

『立法者の第一の義務は法律を一般意志に合致させることであるのと同様に、公經濟の第一の原則は行政を法律に適合させることである。』(§ 18)つまり、一般意志の表現である法にしたがつて政治が行われること、これが第一の問題である。

このルソーの法治主義は、彼の次のような人間認識と結びついている。すなわち、人間は結局、政治によつて根本的に規定されるということがこれである。人民は「政府が欲するときには、兵士にも、市民にも、人間にもなり、政府の好むまゝに下層民や悪黨にもなる」(§ 19)。だから良い政治というものが、ルソーの根本的な問題となるのである。これは専ら理性主義の立場をとるフィロゾフの問題意識に比して、それを更に一步越えたものであること、この點を注意すべきであろう。

次に、政治の第二の原則として擧げられるのは、徳を人民の間に行き渡らせて、市民をつくり上げるといふ道徳論である。ルソーは、こゝで市民の道徳と支配者の道徳との兩者について述べているが、明らかに彼が力説しているのは支配者の道徳的義務である。法治主義の前提として、支配者がまづ人民の一般意志にしたがうべきこととそれを離れて人民の道徳はあり得ないことが明快に指摘されている。

ルソーの道徳論は、このように政治との關連において把えられ、普遍的な人類愛ではなくして、祖國愛が最も有用な道徳として説かれる。この點もまたアンシクロペディストからの彼の脱却を示すものであることは明らかである。それと同時に、さらに進んで彼は道徳の現實的基礎として財産の平等を取り上げ、貧乏人を金持から保護し、中産階級を形成することの必要を説いている。このことは、『不平等論』におけると同じくルソーの鋭い着眼を示すものである。

六

さて以上は、ルソーのいわゆる「人間の統治との關連における一般經濟」であるが、次に問題となるのは、「財産の管理」との關係における一般經濟であり、今日のいわゆる經濟政策である。ところで、ルソーの理想とする財政組織——經濟機構を一言にすれば、公共の必要を公有地收入によつて賄ひ、人民からの租稅徵收を行わない組織である。これは一見、現物經濟への復歸、あるいは封建制下の莊園制の復活を意味しているようであるが、その實これは鋭い反稅論であり、絶對主義の租稅政策にたいする全面的な批判である。ルソーはこの點で經濟の意味を節約、と考ふる通説にむしろ加粗し、「それはひとが所有しないものを獲得する方法よりも、むしろひとが所

有するもの、賢明な管理を指す」(p. 63)としている。これはいわゆる重商主義的な經濟觀、すなわち富を増大することが經濟であるとする見解と全く相對立しているわけである。

このようなルソーの見方からすれば、租税は決して望ましいものではなくして、「いまわしい手段」である。勿論、ルソーは租税を全く否定するような無政府主義に陥つてはいないが、しかし「租税は、人民またはその代表者によつてのみ合法的に樹立されうる」(p. 64)ものであつて、具體的には多數決主義と比例制に立脚して制定されねばならないことを主張している。これは彼がアンシャン・レジームの税制に正面から攻撃の矢を向けていることを示すものである。

ルソーによれば、現實の租税は絶えず増大する傾きがある。それは政府の出費が絶えず増大するからである。ルソーは、その「最も明らかな、最も危険な原因の一つ」(p. 65)として征服欲―戦争を採り上げる。ルソーは、戦争について、それがどのような口實で行われるにせよ、「首長の權威を國內において増大するという隠された欲望をもつている」(p. 66)こと、征服、國の人民ほど壓迫された惨めなものはないということを説いて、戦争は要するに人民抑壓の一つの手段に過ぎないことを指摘する。

軍隊についても事態は全く同じである。「壓政者たちは人民を幸福たらしめるところか、人民の敵となつて、表面上は外國人を抑えるために、實際は住民を壓迫するために、常備軍をつくり上げる」(p. 66)とあるのがこれである。これらの言葉は、彼が權力支配の本質を完全に洞察していることを示すものであると言ふことが出来るであらう。

ルソーの租税論の眼目は、金持から出来るだけ多くの租税を徴収すべきであるという點と、生産者、とくに農

民に對する租税をきわめて有害であるとして批判する點にある。そのために一方では奢侈税の必要を主張するとともに、他方、地租および生産物税の弊害を指摘する。ルソーのこの主張が、アンシャン・レジームの租税制度に對する批判であることは明らかであるが、しかしそれがフィジオクラフト的な私有財産の擁護の立場から爲されているのではなくて、農民とくに貧農の立場から金持階級の財産を制限せんとする意圖をもつていふことは重要であろう。ルソーは、富者への課税が私有財産の侵害になりはしないか、という非難に對して、奢侈税は本質上、自發的な租税であるから、その心配はないこと、また奢侈税によつてのみ産業とくに農業は繁榮し、中産階級がおのづから形成されてゆくことを主張している。

とうした考え方が、現存社會の税制に對して、文字どりを革命的な主張であることは言うまでもない。したがつて、それが果して實際に行いうるかどうかは、ルソーにとつても無視することの出来ない問題であつたに違いない。ルソーはこれについて次のような反對論を假定して、これに答えている。「租税を賦課したり考へ出したる人々は、金持階級に屬しているから、自分自身の費用で他人を勞わつたり、また貧乏人を助けるために自分が負擔を引き受けたりする考へはもたないであろう、という反對がこれである。」(p. 88) この反對論は、たしかに根本的な問題をついている。つまり、金持が支配している社會で、金持に税金を負擔させるといふことは、租税論の枠のなかでは決して解決できない一つの自己矛盾でしかないからである。

これに對するルソーの解答は、きわめて簡單である。ルソーは、主權者たる人民が、人民の敵である連中に政治を委託するというようなところでは、人民の幸福などは全く問題にならないのが當然である、と述べて、『經濟論』を終つてゐる。しかし、この短い言葉によつても知られるように、ルソーは問題を政治の根本的な在り方

に返して、人民が政治をするか、人民の敵が政治をするかという點に、これを歸着せしめてゐる。これがのちの『社會契約論』において、更に詳しく展開される問題であることは言うまでもないところである。

七

最後に、ルソーの『經濟論』が、經濟思想史の上において占める地位を簡單に見ておきたい。要點は三つあると考えられる。その一つは、當時の支配的な思想であるマーカンテイリズム（重商主義）との關係であり、第二はケネーを始めとするエコノミスト、いわゆるフイジオクラフト（重農主義）との關係、最後に、マブリー、モルレーなどの社會主義、または共產主義との關係である。

重商主義との關係について言えば、ルソーの立場が重商主義とは正反對であることは明らかである。重商主義者は一般に富り金銀の増大のために、權力の經濟への干渉と侵略主義とを正常化し、拜金主義と商業主義を説くが、これに對してルソーは、貨幣と商業との重要性をまつたく認めない。「政府はもはや貨幣以外の活力をもたなくなるとき、崩壞の最後の段階に到達すると言うことが出来る」(p. 41)と述べていることによつても知られる。また傭兵制や賣官制を攻撃しているのも、明らかに彼の反貨幣主義を示すものであるが、同様の思想は『社會契約論』において、次のように現わされている。

「人間のつとめを、金錢に代用させるようになつたのは、商賣と種々の職業との多忙、貪欲な利得の追求、柔惰と安逸を好む風などのためである。彼等が、自己の所得の一部を犠牲にするのは、それによつて安心して利得を増加するためである。金錢を興えれば、諸君はまもなく鐵鎖をもつようになるであらう。」(譯、一三三頁)

貨幣に對する反對は、商業、奢侈、都會に對する反對につながる。これについては改めて引用を必要としないほど、『不平等論』においても『社會契約論』においても、また『コルシカ論』その他でも繰りかえし主張されている。ルソーによれば、これらは「悪の中の最悪のもの」であり、「無用の長物」(『不平等論』譯一六八頁)でしかない。これによつて明らかのように、ルソーが重商主義に反對して、擁護せんとしたのは、農民および農業の利益であつた。それを直截に示すものは、彼が農民および農産物に對する課税に強く反對しているという事實である。

そこで問題となるのは、ルソーと同時代の重農主義者との關係である。重農主義も同じく、農業の根本的な重要性を主張し、その上に經濟學の理論をうち立てたのであるが、しかし兩者の間には、一口に言えば、重農主義が農業中心であるのに對して、ルソーは農民中心であると言ひ得るほどの差異がある。重農主義者は、政治的には啓蒙專制主義を擁護したことによつて知られるように、改良主義者である。これはルソーの革命的な立場と著しく異なるばかりでなく、經濟的にいつても、重農主義者の理想とする社會は、私有財産制に立脚した強制も干渉もない自由な社會である。したがつて彼等の求めた平等は、財産所有者が法の前に於いて平等であることであつて、ルソーのように財産そのものゝ平等を考へることは、彼等にとつては空想でしかなかつた。彼等の立場はしたがつて本質的にブルジョア的であり、その限りに於いてのみ反對建的であつたと言ふことが出来る。

ルソーは、逆に重農主義者の啓蒙專制主義をユートピアであるとするによつて(「ミラボーへの手紙」)、反對建的というよりもむしろ反君主主義の立場をとり、同時に私有財産の平等化という貧農的、半プロレタリア的立場を表明している。したがつて、兩者ともに農業を重要視するけれども、一方はブルジョア地主的な農業近

代化の途を指向し、他方は貧農的な土地分割を指向している。

重農主義は、ブルジョアの發展の方向をとつたが故に、社會に内在的な自然法則をつかみ出すことが出來、それによつてブルジョア社會の基本構造を説明する經濟學を樹立することが出來た。しかし、ルソーは、その革命性の故に、經濟問題をすぐれて政治的な問題として把えるにとどまり、社會の經濟的分析においては、貧富の對立と富者への課税とをわずかに主張し得たに過ぎないとも言ふことが出来る。

しかし、ルソーの思想の革命性は、重農主義あるいはその完成としての古典學派を越えて、マブリー、モルレーからランゲ、バブーフに至る社會主義または共產主義の一連の思想につらなるものをもつてゐる。ルソーと社會主義との關係については、これを否定する論者も少なくなく、例えば『十八世紀の社會主義』を書いたリクタンベルジュなども、ルソーを高く評價しない一人であるが (André Fichetebeger: *Le socialisme au XVIIIe siècle*, 1895)、勿論、ルソーが社會主義者として未完成であることは疑うべくもない。これはルソーのみならず、ブルジョア革命の時代の思想家にとつては、免れ得ない制約であつたと言わねばならない。しかしルソーの思想は、當時の現實のなかで評價すれば、いわゆる空想社會主義者よりも一層、革命的であり、社會主義的であるとも言ふことが出来るし、またその意味で少なくともルソーを社會主義の先驅者のなかに數えることは決して不當ではないであらう。

ルソーの精神を貫いているものは、彼自身が『告白』のなかで述べているように、貧しい者に對する無限の同情と、壓制者に對する激しい反感とである。ルソーをアンシクロペディストのような理性主義や啓蒙主義から區別して、健康な意味でのサンチマンタリスト、ロマンチストたらしめる所以はこゝにある。ルソーの社會主義的

思想については、ふつう『不平等論』が多く引合いに出されるが、しかし『不平等論』の立場は前にも述べたように、むしろ無政府的であり、徹底した個人主義の立場である。これに對してルソーの社會主義への接近は『經濟論』およびこゝでは觸れなかつたが『コルシカ論』(Projet de constitution pour la Corse, 1765) において特に顯著である。これらの論文では、國家權力によつて財産の不平等を是正しようというコレクティヴィズムが明確に主張されている。『經濟論』のなかでの金持に對する奢侈税も、またこの觀點から問題とされているわけである。

しかし、ルソーの平等主義は、農民的な平等主義で、プロレタリアートの存在を前提とするものではない。ルソーの理想とした社會は、彼の祖國ジュネーブのような、小農民・中産階級の自給經濟的な、平等社會であつて生産力の發展の上に形成される社會主義社會ではあり得なかつたのは勿論である。しかし、ルソーはこのような理想をかゝげることによつて、絶對王政の下で急速に分解し、プロレタリア化しつゝあつた小農民の立場を表現することができたのである。

ルソーの思想は、このような意味で、フランス革命の思想的源泉となり、また現實にジャコバン獨裁下における分断農民の成立となつて實を結んだ。ルソーの政治思想のすべてをつらぬいている革命的民主主義の立場、それを人的および物的關係の在り方という問題に適用したのが、彼の『經濟論』と題する一篇の眼目なのである。

(附記) 本稿は文部省科學研究費による共同研究として、人文科學研究所において遂行されつゝある『ルソー研究』の研究途上で筆者が試みた中間報告を基礎とするものである。